

## 日本航空宇宙学会和文論文集投稿規程

改正 平成21年7月17日理事会承認

改正 平成25年7月12日理事会承認

改正 平成26年11月21日理事会承認

改正 平成28年3月22日理事会承認

改正 平成28年9月23日理事会承認

1. 日本航空宇宙学会は、印刷刊行物である和文論文集及び、オンライン刊行物である「航空宇宙技術」を刊行する。

2. 和文論文集、及び航空宇宙技術の記事の分類は本規程の付録を参照のこと。航空宇宙技術の記事は、航空宇宙技術に特化したものとし、評価基準等は和文論文集に準ずる。

和文論文集に掲載される論文は、科学技術振興機構殿による「科学技術情報発信・流通総合システム」(略称J-STAGE)により、論文集刊行1カ月後に、他のオンライン刊行物と同様、[http://www.jstage.jst.go.jp/browse/\\*\\*\\*\\*](http://www.jstage.jst.go.jp/browse/****)に電子的に掲載される。ただし、\*\*\*\*部は、jjsass(和文論文集)、astj(航空宇宙技術)である。摘要(Abstract)は無条件で公開されるが、刊行から5年以内の期間中、本文の閲覧やダウンロードは、会員のみ可能とする。電子的に掲載された論文には、関連する成果を記録した電子的なファイル(電子付録:カラーグラフィクスやアニメーション、ソフトウェアなど)を、有料で添付することができる。電子付録の内容は、論文本文の掲載の採否には無関係であるが、論文集編集委員会にて適切性を判断するものとする。

3. 原稿は、郵送や電子メールではなく、インターネット上の電子投稿ページを経由して受け付けることを原則とする。投稿に際しては、上記の電子投稿ページに記載された手順に従って、当該原稿に関する著者情報と英文抄録を入力し、原稿をPDF形式の電子ファイルとしてアップロードすること。

4. 原稿は執筆要項ならびに指定書式\*\*に従って作成され、著者によりPDFファイルへ変換されるものとする。PDFファイルの解像度は600 dpiを推奨、ファイルサイズは原則5MByteを上限とし、和文フォント等の埋込みは、すべて著者責任にて行うこと。航空宇宙技術の場合、掲載が決定した後、著者は、オンライン公開用論文PDFファイルと論文テキストデータを、編集部指定の方法にて作成することを求められる。

\*\* 本会ホームページ<http://www.jsass.or.jp/>からダウンロード可能

5. 原稿受付年月日は原稿が電子投稿ページで受け付けられた日とする。

6. 提出された原稿は本規程の付録に定める評価基準に基づいて審査採択される。
7. 日本航空宇宙学会が出版する論文集に掲載された論文等の著作権は日本航空宇宙学会に帰属し、「会誌ならびに論文集の著作権の取扱いに関する内規」に従うものとする。
8. 論文及び研究ノートの内容は、他の学協会誌、論文集またはこれに準じる刊行物(本会が主催する講演会プロシーディングス・講演集は含まれない)に発表されていないもので、本会に著作権を委譲できるものに限る。
9. 質問、論評の投稿は、掲載後6ヶ月以内の論文、研究ノートに対するものに限る。回答を掲載しようとする論文、研究ノートの著者は、正当な理由のない限り、質問、論評発送後1ヶ月以内に回答しなくてはならない。質問はそれに対する著者からの回答と合わせて掲載することを原則とするが、著者の回答が得られない場合には質問者の意見のみを掲載することが出来る。質問は原則1回に限る。
10. 航空宇宙技術では、記事「研究開発報告」も掲載する。これは、賛助会員(団体)の行った技術的な研究開発の報告を、賛助会員の推薦にもとづき、論文集編集委員会にて適切性を確認したうえで、電子的に掲載するもので、学術論文とは異なり査読過程を経ない記事である。電子付録を添付することができる。本記事は、生産技術や技術的な改良など、広く航空宇宙技術に貢献する情報を発信することを目的とする。
11. 記事内容及び本会への著作権委譲についての一切の責任は著者にある。
12. 掲載される論文の著者は、掲載決定の通知を受けた後、本規程の付録に定める掲載料を支払わなければならない。

#### 付記

特別に企画される特集号の記事に関し、上記規程によらない部分が生じる場合は、特集号の投稿規程として別途定める。

#### 付録

##### 1. 投稿用WEB ページ

<https://www.editorialmanager.com/jsass/>

## 2. 問合せ

〒113-0032 東京都文京区弥生2-4-16 学会誌刊行センター内

日本航空宇宙学会「論文集」編集係

電話(03)3817-5821 FAX(03)3817-5830 電子メールjsass-ed@capj.or.jp

## 3. 記事の分類

日本航空宇宙学会論文集における記事の分類は以下の別表に定める通りである。

別表1 和文論文集の記事の分類

分類	内容または評価基準	制限頁数
論文	航空宇宙工学あるいはそれに関連した分野の研究の成果であること、研究成果に独自の新しさがあり、ある水準に達していること。研究成果に一応の区切りとまとまりがあること。	15(標準頁数は7)
研究ノート	航空宇宙工学あるいはそれに関連した分野の研究の成果であること。研究成果に独自の新しさがあり、ある水準に達しているか、または新しい実験結果の紹介、新しい仮説の提案等の内容であること。成果に必ずしも一応の区切りを必要とせず、速報的なものでよい。	4(標準頁数は2)
その他	発表された論文、研究ノート等に対する論評、質問、回答等	論評・質問:1/2 回答:1

別表2 航空宇宙技術の記事の分類

分類	内容または評価基準	制限頁数
論文	航空宇宙技術に特化した成果で、独自の新規性があること。	10
研究開発報告	賛助会員(団体)から推薦された、航空宇宙技術に関する研究開発報告記事。査読は行わず、技術記事としての適切性を編集委員会で確認したもの。	10
研究ノート	航空宇宙技術に特化した成果で、速報性が求められるもの。	6
その他	発表された論文、研究ノートに対する論評、質問、回答等	2

\*1頁あたりの記載は、和文の場合、2652字であり、英文の場合、1200語(words)程度に相当。但し題名、著者名に1/4-1/5頁程度を要する。

\*電子付録:1論文あたり5ファイルまでとする。1ファイルあたり5MB以内、全ファイルで10MB以内とする。受付可能なファイル形式は別途「執筆要項」において指定する。

#### 4. 掲載料

(1) 和文論文集の論文, 研究ノート, その他(論評, 質問, 回答等)の著者は下記の掲載料を支払うものとする. 著者へは, 掲載版のPDFファイルが送付される. 別刷は著者が希望する場合のみ有償にて製作される.

本文頁数をN とし,

第1著者が会員の場合

和文論文  $N \leq 7$ : 9,800 円  $\times N$ ,  $7 < N \leq 15$ : 87,900 円 + 49,300 円  $\times (N-8)$

和文研究ノート  $N \leq 2$ : 9,800 円  $\times N$ ,  $2 < N \leq 4$ : 38,900 円 + 49,300 円  $\times (N-3)$

和文その他 9,800円

第1著者が非会員の場合

和文論文  $N \leq 7$ : 12,000円 + 9,800 円  $\times N$ ,  $7 < N \leq 15$ : 99,900 円 + 49,300 円  $\times (N-8)$

和文研究ノート  $N \leq 2$ : 12,000円 + 9,800 円  $\times N$ ,  $2 < N \leq 4$ : 50,900 円 + 49,300 円  $\times (N-3)$

和文その他 21,800円

別刷りを希望する著者は, 50部を単位として, 1,200 円  $\times N$ の別刷代金(含送料)を支払うことで購入できる.

カラーの図(写真)を掲載する場合には, その実費の全額を著者の負担とする. 実費の目安としては70,000円/頁である.

(2) 航空宇宙技術の論文, 研究開発報告, 研究ノート, その他(論評, 質問, 回答等)の著者は本文頁数をN とし, 下記の掲載料を支払うものとする.

第1著者が会員の場合

6,000 円  $\times N$  論文, 研究開発報告( $N \leq 10$ ), 研究ノート( $N \leq 6$ ), その他( $N \leq 2$ )

第1著者が非会員の場合

12,000円 + 6,000 円  $\times N$  論文, 研究開発報告( $N \leq 10$ ), 研究ノート( $N \leq 6$ ), その他( $N \leq 2$ )

別刷りは製作されない. また, カラー図(写真)掲載代金は適用されない.

(3) 電子付録(最大10 MB 以内)

総ファイルサイズ  $\leq 5$  MB: 5,000 円(和文論文集のみ適用. 航空宇宙技術は5MB以下無料)

総ファイルサイズ  $> 5$  MB: 10,000 円

(4) 論文投稿時点において、35 年以上継続して在会している 65 才以上の正会員で、定職に従事しない会員は、年 1 編につき、本項の掲載料支払の義務を免除される。ただし、別表1, 2に定める標準頁数を越えた部分に関する掲載料及び、カラー図(写真)掲載時の実費負担は免除されない。

以上